

可燃ごみ収集運搬業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、いちき串木野市が委託する可燃ごみ収集運搬業務について定めるものとする。

2 業務内容

委託する業務内容は、市民が収集場所に排出する可燃ごみを、指定された日及び場所において収集し、串木野環境センターに運搬するものとする。

3 入札書の記載金額

本仕様書は、1年間の委託内容を記載しているが、入札書は月額（見積もった金額の110分の100に相当する金額）で記入すること。

4 契約期間および委託金額

契約期間は、契約日から令和11年3月31日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、契約日から令和8年3月31日までは、準備期間とし委託料は発生しない。

5 契約の変更等

契約期間中であっても予算の変更又は削除があった場合、双方協議のうえ、契約を変更又は解除することができる。

6 業務の概要

（1） 収集区域

収集区域は、市内全域とする。

（2） 収集日

収集日は、月曜日から土曜日（国民の祝日、振替休日を含む）までの収集日程（ごみ収集カレンダー）のとおりとする。

（3） 収集場所

収集場所は、市が指定する可燃ごみ収集場所（631箇所 令和7年11月末現在）とする。なお、収集場所の変更（新設、廃止又は移設）が生じた場合は、市の指示に従うものとする。

（4） 収集時間

収集時間は、午前8時30分から開始して、午後4時までに串木野環境センターへの搬入を終了すること。ただし、道路交通事情又は、ごみ排出量が多量等の特別な事情がある場合は、市と協議のうえ変更することができる。

7 収集車両及び物件の貸与

市が受託者に貸与する車両等は無償とし、使用にあたっては善良な管理のもとに使用すること。受託者の故意又は事故等により損傷したときは受託者の負担とし原状に回復させるものとする。また、業務委託期間が満了したときは、環境センター立会いのうえ検査を受け返還しなければならない。

なお、受託者は、貸与する収集車両の任意保険に加入しなければならない。賠償責任額は次のとおりとする。

- ① 対人 無制限
- ② 対物 500万円以上
- ③ 搭乗者 1,000万円以上

市が貸与する車両及び物件は次のとおりとする。

(1) 収集車両

- ① 市が貸与する収集車両は、塵芥収集車両3台とする。ただし、一部地域の収集は、塵芥収集車両が進入できないため、受託者が準備する小型トラック等で収集運搬すること。
- ② 貸与車両は、市が指示する業務以外での目的に使用してはならない。

(2) 作業員休憩室

- ① 作業員休憩室は、旧清掃センター管理棟内とする。
- ② 当該施設については、本業務以外での目的に使用してはならない。

8 経費の負担

(1) 市が負担する費用

本業務に要する費用のうち、洗車場及び休憩室にかかる電気代、水道代については市が負担する。

(2) 受託者が負担する費用

本業務に要する費用のうち、市が負担する費用以外のすべての費用を受託者の負担とする。

9 業務従事者

受託者は、本業務を適正に履行するために、収集車1台あたり2人以上（運転手1人、作業員1人以上）の業務従事者を配置しなければならない。ただし、曜日及び時期によりごみの排出量が増加する場合は、指定された搬入時間までに業務が完了するよう収集車両台数及び人員を計画し、配置すること。

(1) 受託者は、業務従事者の中から総括責任者を選任し、市に届けなければならない。

総括責任者は、業務内容を十分に熟知し、現場の最高責任者として業務従事者の指揮監督を行うこと。また、総括責任者が不在のときは、事前に代替責任者を選任しておくこと。

(2) 運転手は、業務の習熟と安定を確保するため、基本的に固定することとし、頻繁に替わらないこと。また、資格については、運転免許区分の中型免許以上を取得している者であること。

(3) 業務従事者は、業務内容を把握し、適正な業務の遂行能力を有すること。

- (4) 業務従事者は、受託者が用意する作業服、帽子、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に清潔に保つこと。その他必要に応じて、雨合羽等を正しく着用すること。

1 0 研修

受託者は、本業務従事者に対して以下の教育及び指導等を行い、業務開始日から適正に業務を履行できる体制を整備すること。なお、その費用は受託者の負担とする。

- (1) 業務内容（収集ルート、収集場所、搬入方法、分別排出方法）に関すること。
- (2) 安全運転、塵芥収集車両取扱い方法に関すること。
- (3) 市民対応マナーに関すること。

1 1 収集車両の運行

- (1) 収集車両の運行は、道路交通法及びその他の関係法令を遵守し、事故防止に努めること。
また、自動車車検証に記載している最大積載量を超えて収集運搬しないよう十分に注意すること。
- (2) 総括責任者は、各車両の運行前点検を実施し、運転従事者の運転免許証の確認、呼気アルコール検査（運行前後）を実施しなければならない。また、その結果を「運行記録簿」に記録しなければならない。
- (3) 総括責任者は、業務実施日ごとに、各収集車両の運行及び処理状況を「収集作業日報」に記録しなければならない。

1 2 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務従事者に対し、関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに、市の公共事業の受託業者であることを十分に認識させ、市民に対して親切丁寧に応接するよう教育指導すること。
- (2) 受託者は、業務従事者の健康状態を定期的に確認すること。本業務の遂行に支障があると判断される場合は、代替の業務従事者を配置すること。
- (3) 受託者は、地震や風水害等の災害緊急時に業務内容の変更があった場合は、市の指示に従って業務を行わなければならない。

1 3 報告

- (1) 受託者は、毎月の本業務の処理について「可燃ごみ収集運搬業務委託月例報告書」を作成し、翌月の5日までに収集作業日報及び運行前点検記録簿とともに提出しなければならない。
- (2) 受託者は、交通事故又は労働災害等の事故が発生した場合は、事故の大小にかかわらず市及び警察に連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、相手がある場合は誠意をもって対応し、受託者の責任で解決すること。また、市に「事故発生報告書」を書面にて、直ちに報告しなければならない。
- (3) 受託者は、市民から本業務に関する苦情等を受けたときは、直ちに事実確認を行い、市に報告しなければならない。

1 4 提出書類

受託者は、契約締結後、下記の書類を提出するものとし、変更が生じたときも同様とする。

- (1) 組織表（現場管理及び安全管理等）
- (2) 業務従事者名簿（運転免許証の写し）
- (3) 総括責任者選任届
- (4) 収集作業計画書（配置計画書）

1 5 再委託の禁止

受託者は、本業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。

1 6 契約の解除

受託者が、次のいずれかに該当するときは、市は契約を解除することができる。

- (1) 仕様書及び契約書に定める内容の不履行があったとき。
- (2) 市が業務のは正又は改善を指示したにもかかわらず、これに従わないとき。

1 7 その他

- (1) 受託者は、契約期間中に収集箇所数の増減が生じても、この契約金額の範囲内として履行すること。
- (2) 受託者は、契約期間の終了に際しては、次の受託者に対し、市の指示に基づき速やかに業務の引継ぎを行わなければならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない作業手順等については、収集運搬業務作業指示書に従って業務の遂行に努めること。

収集運搬業務作業指示書

本作業指示書は、可燃ごみ収集運搬業務委託仕様書に示されていない作業手順及び遵守事項等を定めるものである。

1 収集ルート

収集ルートは、市が指示する収集ルート及び時間帯で収集運搬すること。また、収集場所の変更により収集ルートに変更が生じる場合は、市と協議しその指示に従うこと。

2 搬入

- (1) 収集ごみ搬入時は、車両ごとに発給する環境センタートラックスケール計量カードを使用して、搬入毎に計量を行うこと。
- (2) プラットホーム内の進入は、一般搬入車両を優先させること。
- (3) プラットホーム内の通行及びダンピング作業等は、センター係員の指示に従うこと。
- (4) 環境センター構内の通行は、外周道路を使用すること。

3 収集車両

- (1) 貸与車両では適正に業務を遂行できないと市が認める場合は、市が管理する予備車両を代替車両として貸与する。ただし、市が予備車両を所有する期間は定めていないため、受託者は適正な車両台数を確保できるよう準備しておくこと。
- (2) 本業務を遂行するすべての車両には、いちき串木野市の委託車両である旨及び業者名を車体に表示すること。

4 洗車場所及び車両保管場所

- (1) 洗車場は、分別作業場としても使用していることから、分別作業中は洗車を行わないこと。
- (2) 洗車機の使用にあたっては、適切な維持管理に努めること。故意又は事故等により損傷したときは原状に回復させること。
- (3) 収集車両の保管は、環境センター構内に設置された専用車庫に保管すること。

5 収集運搬作業

- (1) 地域ボランティア活動等で発生するごみの収集運搬については、市と協議しその指示に従うこと。
- (2) 車両運行時は、安全確認を十分に行い、停車に際しては車止め等を使用する等の必要な措置を講ずること。また、車両をバックさせる際は、作業員が必ず下車し、目視による後方の安全確認をしながら車両を誘導すること。

- (3) 市の排出ルールに違反したごみについては、市が作成する違反シールを貼り付けてその違反内容を「違反ごみ報告書」に記録し、施設管理者に報告すること。
また、違反シールを貼り付けたごみが、翌収集日に放置されている場合は回収し適正に処理すること。
- (4) ごみの未収集及び収集後の後出し等（収集後の排出等、事実関係が確認できない場合も含む）により市から収集等の指示があった場合は、直ちに対応すること。
- (5) 収集車両には、ほうき等の清掃用具を積載し、ごみ収集場所及び周辺の清潔保持に努め、ステーションに設置されるネット等は、散乱しないよう整頓すること。
また、運搬中に発見した投棄ごみ等についても積載可能な範囲で対応すること。
- (6) 祝日等の環境センターへの出入りは、門扉リモコンを貸与する。ただし、貸与するリモコンを紛失破損した場合は、現物弁償すること。

6 作業員休憩室

- (1) 施設（旧清掃センター）及び既に設置されている備品等は無償貸与するが、受託者の故意又は事故等により損傷したときは原状に回復させること。
なお、旧清掃センター施設は、市が定める廃止計画施設であることから、経年劣による建築物及び備品の補修等は行わない。
ただし、受諾者の負担により補修等を行う場合は、市と協議し実施すること。
- (2) 作業員休憩室及び車両保管場所は、清潔保持に努めること。

7 遵守事項

- (1) 受託者及び総括責任者は、市からの指示等に備え、常に連絡が取れる体制をとつておくこと。
- (2) 受託者は、環境センターに係る行事等について協力の要請依頼があった場合は、その指示に従うこと。
- (3) 施設周辺のうち市が支持する範囲において環境保全作業（草払い、ごみ拾い等）を定期的かつ市が指示する期日までに実施すること。
- (4) 業務委託仕様書及び収集運搬作業指示書に明記されていない事項について疑義が生じた際は、市と協議しその指示に従うこと。

可燃ごみ 収集運搬計画

【収集日】

- ・ごみ収集カレンダーによる収集日

※祝日：収集あり

【休業日】

- ・日曜日及び年末年始（12月31日から1月2日）

【計画（週）】

	曜日 単位	月	火	水	木	金	土
車両台数	台	3	3	1	3	3	1
ST数 (R7.11月現在)	箇所	306	206	105	323	207	101
収集量	トン	18	18	7	12	14	6
走行距離	Km	260	290	140	260	290	140

※収集量は時期により大きく異なります

【収集コース】

月・木コース	大原地区・中央地区・本浦地区・川南地区・川北地区 ※木曜日：墓地ST（木原、野元）あり
火・金コース	浜ヶ城・日出町・荒川地区・羽島地区・土川地区・野平地区・ 照島地区・湊地区・湊町地区 ※金曜日：衛生センター付近STあり
水・土コース	冠岳地区・生福地区・上名地区・旭地区・川上地区 ※土曜日：川上地区の一部STあり

令和7年度

ごみ収集カレンダー

《令和7年4月～令和8年3月》

ごみは、8時30分までに出してください！！

いちき串木野市
いちき串木野市衛生自治団体連合会

串木野地域	燃えるごみ	燃えないごみ(曜日は指定されていません)												資源物												粗大ごみ 収集日 (月曜日収集)	
		収集日												収集日													
	収集曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
冠生上 岳福名 地地 地区区 域	水曜日 土曜日	15	20	17	15	19	16	14	18	16	20	17	17	金曜日	4	2	13	11	8	5	3	14	12	16	13	13	7月28日 1月26日
浜ヶ城	火・金曜日													日曜日	18	30	27	25	22	19	31	28	26	30	27		
大原地区/中央地区 の一部(旭町・元町 栄町・浜町・市口)	月曜日 木曜日	8	13	10	8	12	9	7	11	9	13	10	10	水曜日	2	14	11	9	6	3	1	12	10	14	4	8月25日 2月9日	
日出町	火・金曜日													日曜日	30	28	25	23	20	17	29	26	24	28	18	18	
中央地区の一部 (曙町・春日町 汐見町・東塩田町)	月曜日 木曜日	22	27	24	29	26	30	28	25	23	27	24	31	金曜日	11	9	6	4	1	12	10	7	5	9	6	6	9月1日 3月2日
本浦地区														日曜日	25	23	20	18	29	26	24	21	19	23	20	27	
荒川地区 羽島地区 土川地区	火曜日 金曜日	17	22	19	24	21	18	16	13	18	15	19	12	水曜日	9	7	4	2	13	10	8	5	3	7	4	11	4月21日 10月27日
照島地区の一部 (海瀬・八房・別府・酔之尾 酔之尾東・ひばりが丘)	火曜日 金曜日	14	19	16	14	18	22	20	20	15	22	16	23	木曜日	3	1	12	10	7	4	2	13	11	15	12	12	5月26日 11月17日
旭地区	水・土曜日													日曜日	17	29	26	24	21	18	30	27	25	29	26	26	
野平地区・照島地区の一部 (島平上・照島下・田中中村 須賀・崎手下・屋敷・石川山 塩屋町・緑町・恵比須町)	火曜日 金曜日	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	木曜日	10	8	5	3	14	11	9	6	4	8	5	5	6月30日 12月8日

ごみは、8時30分までに出してください！！

市来地域	燃えるごみ	燃えないごみ(曜日は指定されていません)												資源物												粗大ごみ 収集日 (月曜日収集)	
		収集日												収集日													
	収集曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
川南地区 (平佐原・松山・払山 松原・崎野・戸崎 堀・平ノ木場・中原)	月曜日 木曜日	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4	火曜日	8	13	10	8	5	2	7	4	2	6	3	3	4月7日 10月6日
川北地区 (島内・宇都・門前 迫田前・木場迫・中福良 寺迫・下手中・佐保井 陣ヶ迫・池ノ原・駅前)	月曜日 木曜日	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4	火曜日	22	27	24	22	19	16	21	18	16	20	17	31	5月12日 11月10日
湊地区 (恵比須・橋ノ口・平向 潟小路・迫・安茶・牛ノ江 外戸・観音ヶ迫)	火曜日 金曜日	3	1	9	10	7	8	9	6	4	8	12	16	火曜日	1	3	1	12	9	14	11	9	13	10	10	6月2日	
湊町地区 (天神町・祇園町 土橋町・栄町・日ノ出町)	火曜日 金曜日	3	1	9	10	7	8	9	6	4	8	12	16	火曜日	1	3	1	12	9	14	11	9	13	10	10	7月7日 1月19日	
川上地区 (中組・内門・木場 平木場・舟川前・舟川後 久福・松比良・中ノ平前 中ノ平後)	水曜日 土曜日	3	1	9	10	7	8	9	6	4	8	12	16	火曜日	1	3	1	12	9	14	11	9	13	10	10	8月4日 2月2日	

年末始休み
串木野環境センター
12月31日(水)から 1月3日(土)まで
ごみ収集
12月31日(水)から 1月2日(金)まで

搬入時間	搬入できるごみ	搬入手数料	ごみは時期や休日等により出される量が変わるため、 収集ルート・時間は変わります											
			ごみの分別方法 ホームページ											
月～土曜日および第1日曜日・第3日曜日 9:00～12:00と13:00～16:00 ※祝日・振替休日は受け入れません ※土・日の事業所ごみは受け入れません ※時間に余裕を持って来場してください	①燃えるごみ ②燃えないごみ ③資源物 ④粗大ごみ ⑤処理困難物 (一時預かり)	①②③④のごみ 100kgまで310円 100kg増すごとに310円 (100kg未満は100kgとみなします) ⑤のごみ 10kgまで310円 10kg増すごとに310円 (※例外のもの あります)												

ごみは時期や休日等により出される量が変わるため、 収集ルート・時間は変わります
●8時30分までにステーションに出してください
●指定ごみ袋に名前を書いて、しっかり分別してください
●地域・ボランティア清掃によるごみは、直接環境センターに搬入してください

お問い合わせ
